

企業の働き方改革を支援します！

～働き方改革に取り組む建設業者の方々へ～

県内建設産業の技術者・技能労働者の入職・定着の促進を図るため、「働き方改革を推進」する取組みを行う企業に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

1 補助対象者

熊本県内に主たる営業所を有し、かつ、建設業法第3条第1項の許可又は令和8年度（2026年度）熊本県競争入札参加者資格を有するもので、次のいずれかに該当するもの。

- ① 会社及び個人（中小企業基本法第2条第1項第1号）
- ② 中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法第3条）
- ③ 協業組合（中小企業団体の組織に関する法律第5条第1項第1号）

2 補助対象経費及び補助率（補助金額）

| 補助対象経費 | 補助率（補助金額） |
|---|---------------------------------------|
| <p>① DXの推進</p> <ul style="list-style-type: none">・ ICT導入に係る研修会への参加・ ドローン講習受講・ 工事施工管理ツール（端末、アプリ）の導入等・ 建設キャリアアップシステムの機器導入及び事業者・技能者登録料 <p>② 時間外労働の削減</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建設ディレクターの導入（機器の整備等）・ 遠隔臨場や衛星通信の導入（クラウドカメラ等）・ その他時間外労働の削減に向けた取組み <p>③ 労働力の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・ 企業説明会への出展・ 自社PRのための広告・ 外国人材に対する母国語での研修への参加 <p>④ 処遇の改善等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 女性や外国人など多様な人材が活躍できるための受入・育成環境の整備（更衣室の設置や母国語への翻訳費用等）・ 働き方改革に関するセミナーへの参加・ 時差出勤や在宅勤務等多様な働き方の導入（テレワーク導入等）・ 各種手当（資格手当、役職手当、住宅手当等）や退職金規定導入のための就業規則の新設、改定・ ハラスメント外部相談員・相談窓口の設置 | <p>2分の1以内</p> <p>（上限：<u>10万円</u>）</p> |

3 申込期限

令和8年（2026年）6月30日（火）

※消印有効

4 補助対象外経費

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 飲食代等の全ての食糧費
- (3) 維持費及び運用費
- (4) 交付決定以前に実施及び支払いが完了した事業に係る経費
- (5) 他の補助金等(契約の相手方等の他者が費用負担する場合を含む。)で交付される経費

5 申込方法

「令和8年度(2026年度)熊本県建設産業働き方改革推進事業費補助金交付要項」を参照し、申請書等を熊本県土木部監理課建設業班へ1部郵送又は持参してください。

※ 要項及び申請書等は県庁ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/98/92611.html>

(参考)ホーム>組織でさがす>土木部>監理課>建設産業振興(補助金等)
>令和8年度熊本県建設産業働き方改革推進事業費補助金について

HP



6 申込み及び問合せ先

熊本県土木部監理課建設業班

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

TEL:096-333-2485 FAX:096-381-5404